

第5章

提言

第5章 提言

本章ではこれまでの各章での調査研究内容を踏まえた提言を記す。まず、ケアラー支援の必要性を改めて確認した上で、アンケート調査やヒアリングから明らかになったケアラー及びケアラー支援の現状と課題を踏まえた支援の視点を整理する。続いて、ケアラー支援への取組体制は自治体によって多様なあり方が考えられることから、複数の類型を示す。そして、ケアラー支援の具体的取組について、その実施概要と効果的な取組とするための要点について記すこととする。

1. ケアラー支援の必要性について

第2章で述べたとおり、高齢者の増加等によりケアを必要する人が増えている一方で、核家族化や単身世帯の増加といった世帯構造にも変化が生じている。このような中で、心身の不調を抱える人の介護や看病、世話をを行うケアラーは、多くの人がある立場になり得る可能性があり身近な課題であるといえる。昼夜を問わずケアを行うために十分な休息が取れない、ケアの大変さや悩みを誰にも相談できず一人で抱え込んでしまう等負担が重なった結果、ケアラー自身の心身の健康が損なわれ、仕事や学業にも支障が出る可能性がある。特にヤングケアラーは、ケアによる過度な負担により生活のリズムが乱れる、学校を欠席する、心身に不調をきたす等、子どもの権利侵害につながる恐れがあり、また進学や就職等将来にわたる影響も懸念される。家族等をケアすることは大事なことである一方で、ケアラーの心身の健康維持や子どもの権利擁護の観点から、さまざまな負担を抱えているケアラーに対して多様な支援を行うことが必要であるといえる。

家族による介護負担が過度に大きくなったり、周囲に相談することができずに孤立したりした結果、介護する側が介護の対象者を殺害する、あるいは介護を要する人へ虐待をするといった痛ましい事件も起きている。ケアラー支援により心身の負担を軽減することは、こうした事件を予防することにもつながると考える。

ケアを行う理由は、個人で見るとケアを必要とする人の様相により高齢・認知症・障害・病気等多様である。また、世帯で見ると8050問題や経済的な困窮等の複合的な課題を抱えていることも少なくない。特に、ヤングケアラーについては、18歳までは児童福祉部門が担当となるが、18歳以降もケアが続くことがあり、その後も関係機関の継続的な関わりが求められる点も留意する必要がある。従ってケアラー支援にあたっては、複合的な課題に対して自治体内の複数の部署や他機関とも連携して継続的な支援体制を整備することが求められる。政府は「地域共生社会」として、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を目指す方向性を示している。そして、その実現を目指すための体制整備事業として、2021年4月から市町村による任意事業として「重層的支援体制整備事業」が開始されており、一

部の自治体においてはこの枠組みの中でケアラー支援を行っている事例もある。ケアラー支援は地域共生社会の実現にもつながるものであり、地域の多様な主体をつなぐハブとして、自治体が果たすべき役割は大きいといえる。

2. ケアラー及びケアラー支援の現状と課題を踏まえた支援の視点

(1) ケアラーの現状

ケアラー支援において、以下のようなケアラーの置かれた状況や状態像を踏まえた上で、寄り添い型の支援によるニーズをくみ取る必要があると考えられる。

①自身がケアラーであるという自覚を持ちづらい

成人のケアラーの場合、ケアをしている自覚はあっても行政等の主たる支援対象は、あくまでケアを必要とする人であるため、ケアラー自身が何かの支援を受ける対象となり得るとは思っていない場合がある。

ヤングケアラーは、自身の家庭環境を当たり前のもので受け止め、本来大人が担うような責任のあるケアをしている自覚を持ちづらいことが指摘されている。従って成人のケアラー以上に、周囲の大人が気づき、本人や家族の意向を確認した上で必要な支援につなぐことが必要となる。

②継続的な支援につなぐことが難しい

自身がケアラーに該当するという自覚がありケアに負担を感じていても、継続的な支援につなぐことが難しいことも少なくない。

例えば、ケアラー自身が「家族の状況について知られたくない」「相談するほどのことではないのではないかと」といった理由から相談窓口を利用することをためらう場合がある。それ以外にも、長時間に及ぶケアに加え、仕事や学業との両立で多忙のため、相談窓口を訪れる時間を確保することが難しい人もいるだろう。ケアラーアンケート調査結果において、自治体・NPO等によるケアラー支援施策について「知っているが参加／利用したことがない」(45.4%)と回答した人にその理由を聞いたところ、最も高かったのは「参加／利用する時間がないため」(39.0%)であった。また、回答者の35.2%が自治体・NPO等によるケアラー支援施策について「知らなかった」と回答していることから、こうした支援策が十分に知られていないという課題もあると推察される。

さらに、行政の窓口で相談に行っても1回では終わらず、複数の部署を訪ねなければならぬ等の状況に疲弊し相談をやめてしまう、あるいは介護関係の支援機関がケアプランを作成する際に、法制度上の課題もあり、家族にケアを行うことができる人がいる際にはそれを前提にケアプランを作成する場合があることから、相談に行っても負担が軽減されないといった声も聞かれる。ケアラー調査においてもケアについて誰かに相談したことがない理由として最も高かったのが「相談しても状況が変わると思わないため」(30.9%)であり、あきらめの気持ちを持っている人が一定数いることがうかがわれる。

さらに、ヤングケアラーの場合には、自ら申し出て支援につなぐことは一層難しい。子ども本人が行政の窓口等を調べて自ら相談に行くことは現実的には考えづらく、また「相談したら家族に怒られるのではないかと」「誰かに相談したら(ケアを必要とする)家族と引き離されてしまうのではないかと」といった不安を抱えている子どもが少なくないのが実情である。

こうしたケアラー側の事情に加えて、自治体や社協、NPO法人等によるケアラー支援体制は必ずしもすべての自治体で十分に整備されているわけではない。そのためケアに関する悩みや不安があるときにケアラーが気軽に立ち寄れる場所が少なく、ケアラー本人がケアの大変さを感じていても必要な支援につながる事が難しい状況が生まれていると考えられる。

③ケアの負担により健康状態や仕事・学業に支障が出てしまう

上記①②のように、ケアラーが自ら支援を求めることが難しく、また相談先も限られることもあり、ケアラーがケアの負担を自身で抱え込み、心身に不調をきたしてしまうこともある。ケアラー調査では、全体の約6割が何かしらの身体的・精神的な不調があると回答しており、その割合は若い世代ほど高い傾向にあった。また、ケアによる学業や仕事への影響については、全体の約4割の回答者が何かしらの影響があったと回答した。特に10代、20代の学生にとっては学業に支障が生じれば、その後の就職にも影響を与える可能性があるため、切実な課題であると言えよう。

④従来の福祉の枠組みから抜け落ちてしまう可能性がある

ケアラーは、ヤングケアラーと言われる18歳未満の子どもから18歳以上30歳代程度の若者ケアラー、それ以上の年代のケアラーと全年代にわたって存在する。ケアラーによる家族等へのケアは継続的に続く場合でも、例えば児童福祉が対象とするのは原則18歳未満とされており、年齢によって行政等から受けられる支援が区切られてしまうことが多く、その結果ケアラーに対する支援が継続されずに抜け落ちてしまうことが課題となる。

⑤ケアラーが抱える課題は複合的であることも少なくない

ケアをする対象や内容は多岐にわたることに加え、ケアラー本人あるいは世帯が複合的な課題を抱えている場合がある。例えば、8050問題のように自宅にひきこもる50代の子どもと80代の親の世帯のケースや、育児と介護を同時に担うダブルケア、ケアラー自身も病気や障害がある、もしくはケアラー自身も高齢でありいわゆる「老老介護」を行っている、そのほかにも経済困窮や児童虐待が疑われるケース等もあり、行政の複数部署での対応を必要とする場合も少なくない。

(2) 自治体におけるケアラー支援の現状と課題

自治体や社協、ケアラー調査からは、自治体におけるケアラー支援の現状と課題について以下のような示唆が得られている。

①ケアラー支援施策の実施状況と認知度・利用状況にギャップがある

多摩・島しょ地域の39市町村を対象とした自治体調査では、24自治体が何かしらのケアラー支援を実施していると回答している。また、多摩・島しょ地域の39市町村の社協を対象とした社会福祉協議会アンケート調査では、回答のあった団体のうち11団体がケアラー支援を行っているという回答した。

自治体調査では、ケアラー支援の施策として「相談窓口の設置」や「集いの場の設置」、「啓発・広報活動の実施」を約半数の自治体の実施していると回答した。しかしケアラー調査において、自治体・NPO等によるケアラー支援施策の認知度及び参加/利用状況では回答者の6割超が認知している一方で、実際に参加/利用したことがある人は19.5%にとどまった。自治体や関係機関等で行われているケアラー支援施策についての認知度をさらに高めるとともに、利用・参加しやすくする取組等を充実させる必要があると考えられる。

②ケアラー支援の実施にあたり多機関連携をより一層推進する必要がある

自治体における外部機関との連携については、21自治体が連携していると回答している。具体的な支援の実施にあたっては、特に「相談窓口の設置」や「集いの場の設置」を行う際に約半数の自治体で他機関との連携が行われている。ケアラー支援を実施している自治体のうち、20自治体が地域包括支援センターと連携している。一方で、社協や病院等医療機関と連携している自治体は9自治体、子ども家庭支援センターと連携している自治体は8自治体、NPO・ボランティア団体等の民間団体と連携しているのは6自治体にとどまっており、ケアラー支援にあたっては複合的な課題に対処する必要があることを踏まえると、地域包括支援センターとの連携が主となっており多機関連携が十分に行われていないことが課題であると言える。

(3) ケアラーのニーズを踏まえた支援の視点

ケアラーの現状及び自治体におけるケアラー支援の現状と課題を踏まえると、今後ケアラー支援を充実させていくためには、以下のような視点が必要となる。

図表 5-1：現状と課題を踏まえたケアラー支援の具体的取組とその要点



3. 取組体制

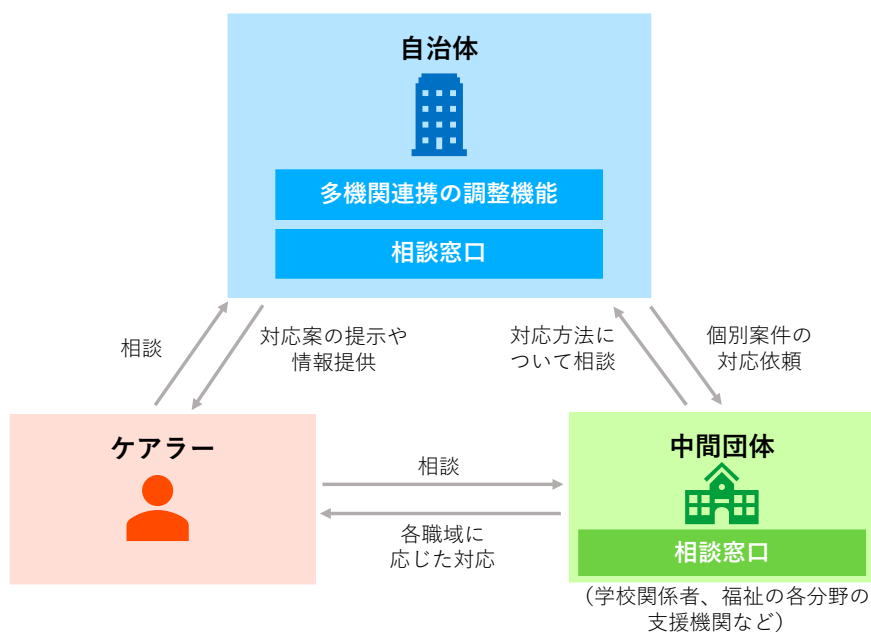
前節で述べたとおり、ケアラー支援は自治体内での複数部署の連携や社協等の福祉の支援機関や学校（以下、「中間団体」という。）、その他民間団体、地域住民等の多機関の連携が重要となる。第4章の事例として取り上げている自治体の中には、重層的支援体制整備事業の枠組みの中で多機関連携を実現している事例があるほか、社協が中心となって地域の助け合いや相談活動からケアラー支援の取組を広げ、自治体との連携に至る事例もある。自治体の福祉の領域においては、自治体ごとにこれまでの他の機関との関係性や連携の状況、住民の置かれた環境やニーズについて差異があるため、それぞれの地域特性に合った体制を構築しケアラー支援を行っていくことが重要となる。

本調査研究での事例調査やヒアリング調査を踏まえ、ケアラー支援の取組体制について3つの類型を示す。

①自治体主導型による連携体制の構築

自治体がケアラー相談窓口を設置する等の主導的役割を果たし、福祉関係の部署が中間団体等を集めて個別ケースについて協議し、必要に応じて関係機関に対応を依頼する。

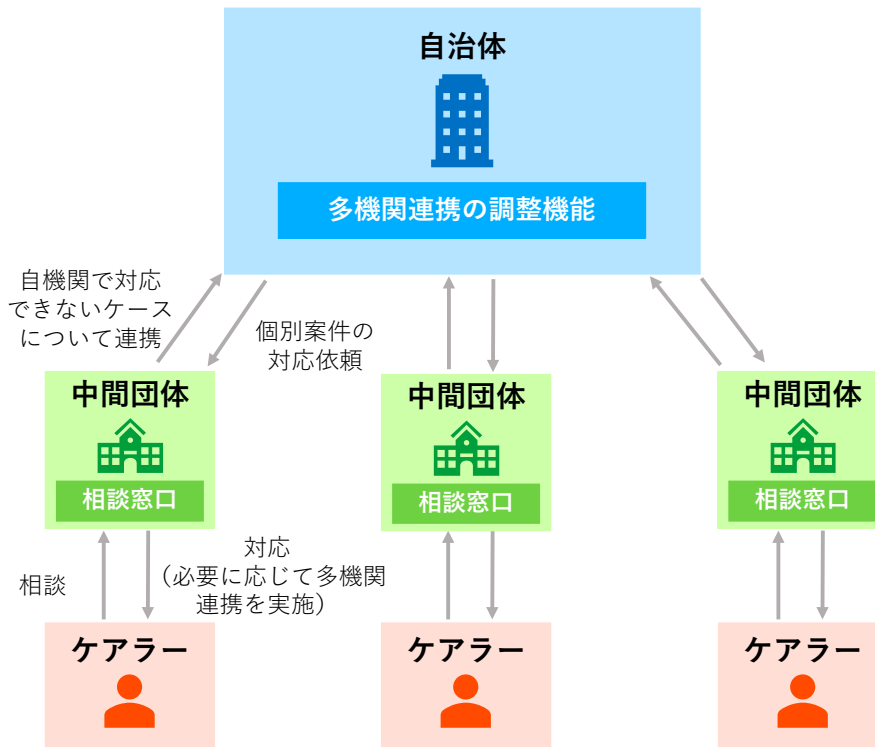
図表 5-2：自治体主導型による連携体制図



②自治体と中間団体の協力型による連携体制の構築

主に中間団体の窓口で相談を受け、自機関で対応できないケースは自治体と連携し、自治体が多機関連携の調整を行う。重層的支援体制整備事業の枠組みでケアラー支援を行っている自治体では、こうした体制で対応している事例がある。

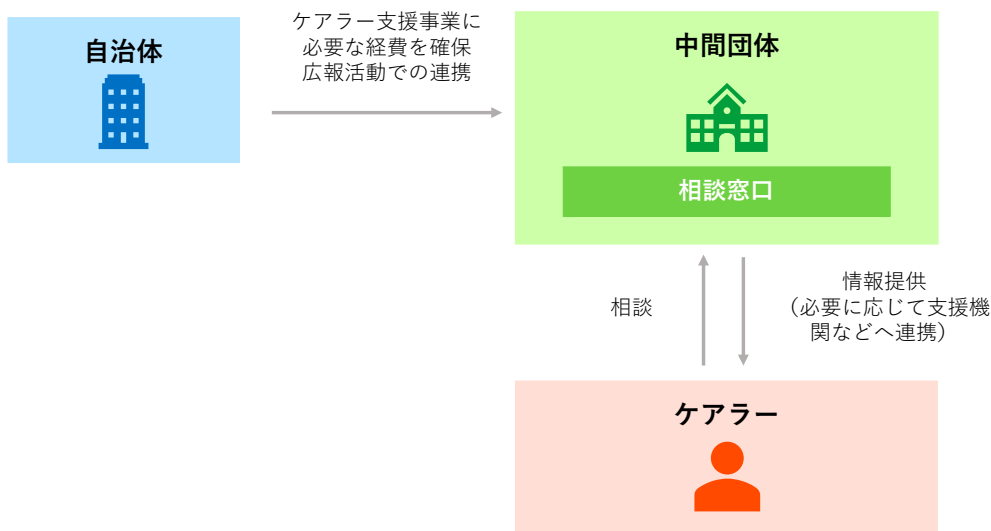
図表 5-3：自治体と中間団体協力型の連携体制図



③中間団体主導型による連携体制の構築

中間団体が地域住民に寄り添ったケアラー窓口の設置や対応、当事者の集いの場を設置する等の主導的役割を果たす。自治体はケアラー支援事業に必要な経費の確保や、市のウェブサイトや広報紙等への情報の掲載といった方法で連携する。

図表 5-4：中間団体主導型による連携体制図

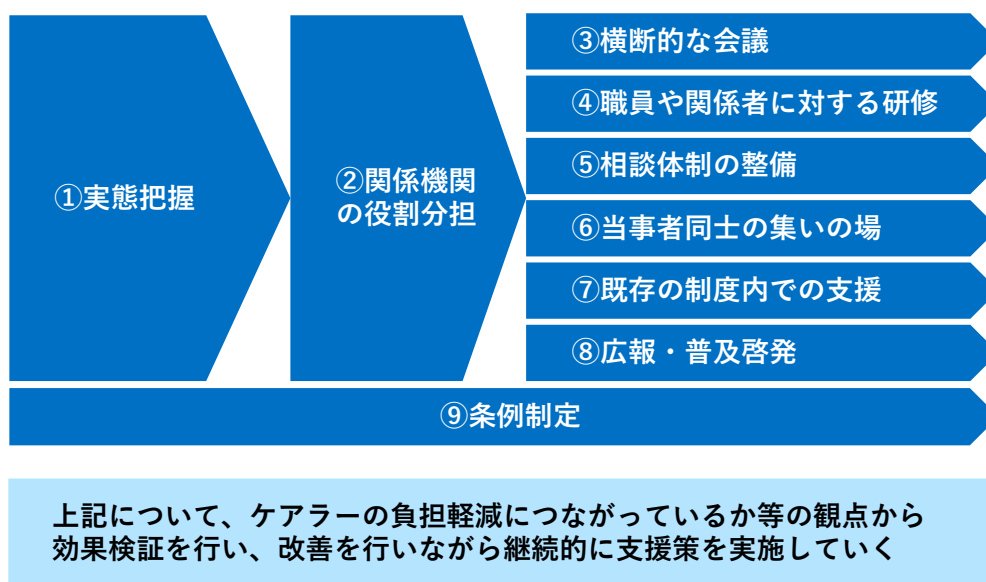


なお、便宜的に3つの類型を示しているが、上記①②③が必ずしも互いに排他的関係にあるわけではない。例えば自治体が中心的役割を担いながら、中間団体の地域密着型の支援も充実しているといったケースや、①では主たる相談窓口が自治体に設置されていることを想定しているが、中間団体等による相談窓口が存在する場合もある点には留意が必要である。

4. ケアラー支援の具体的取組について

前節で述べたとおり、ケアラー支援は自治体によってさまざまな体制で取り組むことが考えられる。本節では以下のケアラー支援の具体的取組について、その概要と取り組む上で留意すべき点や効果的な取組とするためのポイントについて記す。

図表 5-5：ケアラー支援の具体的取組について



①実態把握

Point!

- ☑ ケアラー支援の現場では、重いケアの負担によりケアラー自身が心身の健康を害しているとの声も聞かれるが、そうした実態はまだ十分に把握されておらず、ケアラーの実態を詳細に把握する必要がある。
- ☑ ケアラー、ヤングケアラーの実態把握調査を行う際の実施方法としては、自治体主体で行う、社協やNPO法人、調査会社等に委託するといった方法が考えられる。
- ☑ 想定される項目としては、ケアの対象者/ケアの状況/ケアによる学業・仕事・健康状態等への影響/必要な支援等が挙げられる。
- ☑ ヤングケアラーの場合は、家族のケアをしていることを誰かに伝えることに不安を感じている場合もあることから、回答者が特定されないようにする、困ったときに話を聞いてくれる場所があることを明示する等の配慮も重要である。
- ☑ こうした調査をきっかけとして自身がケアラーであると気づく、あるいは調査結果を公表することにより周囲の人がケアラーの存在を知る契機となる等、周知啓発の効果も期待される。

補足

- 調査の実施方法について、ヒアリング対象団体（P. 101-106）では社協が中心となり、自治体や大学と協力して郵送による町の全世帯を対象とした調査を実施した。自治体の規模によって全世帯を対象とした調査が難しい場合は、調査の目的に応じて一部の地域、特定の年代等の住民を対象とした調査、あるいはウェブアンケート形式での調査実施も考えられる。
- ヤングケアラーは、児童・生徒が回答しやすいよう教育委員会を通じて学校で調査票を配布し回答してもらう（またはウェブ上で回答を入力してもらう）ほか、要対協や子ども食堂等の子どもの居場所を運営している事業者への調査を実施している例もある。

②関係機関の役割分担

Point!

- ☑ ケアラー支援をどこの部署が中心となって実施するか検討する。ヤングケアラー支援の場合は児童福祉関係の部署が中心となるケースが多い。重層的支援体制整備事業の中で対応している自治体もある。
- ☑ 重層的支援体制整備事業において個人情報の共有が認められている会議では、そうした情報を関係者間で共有できるため多機関連携が実施しやすい。
- ☑ 特にヤングケアラー支援においては、児童福祉部門と教育部門の連携はもとより、高齢福祉、障害福祉といった多様な部門との連携が重要である。

補足

- ケアラー支援に特化した部署/担当者の設置が難しい場合は、既存の地域福祉の枠組みを活用して対応することが想定される。
- 福祉部門と教育部門の連携方法の一例として、ヒアリング対象自治体（P. 90-95）においては、高齢・障害・児童・生活困窮・教育の各分野にエリアディレクターという役職を設け、この5名が中心となって多機関協働を進めている。

③横断的な会議

Point!

- ☑ ケアラー支援は、多機関連携ための調整をする会議体があることが望ましく、重層的支援体制整備事業の重層的支援会議や、ヤングケアラーの場合には要対協の会議体を活用している自治体もある。
- ☑ 高齢・障害・児童・生活困窮といった福祉の各領域について横断的に支援策を検討するためには、個人情報の観点からも自治体を中心となって自治体内の各部署や関係機関との調整を行うことが望ましい。
- ☑ 横断的な会議では、福祉の各領域について一定の知見を持ち、一つの部署では対応が難しい複合的な課題を解きほぐし、各部署と課題を共有しながら支援策の検討をすることが求められる。そのため、そうしたコーディネーターの役割を担う人材の育成・配置が必要となる。

補足

- 人材の育成・配置についてヒアリング対象自治体（P. 84-89）の重層的支援体制整備事業では、多機関協働事業を担当する社協の職員が必要な支援につなげるための連絡調整の役割を担っている。

④職員や関係者に対する研修

Point!

- ☑ 自治体職員がケアラーについて知り・理解を深めることを目的に、自治体として支援のあり方の検討に必要な知識を習得する研修や多機関連携に向けて医療・福祉の専門職が自身の専門以外の領域について学ぶための研修が想定される。
- ☑ 医療・福祉の専門職が自分の専門領域の範囲内だけでなく、広い視点で課題を捉え対応策を検討できるよう支援するため、ケーススタディ等を通して具体的に学ぶことができる内容とすることが重要である。
- ☑ 介護等でケアプランを作成する際に、家族によるケアを前提とすることが多いと考えられるが、その際に介護をする者が負担過多となっていないかという視点を持つことも求められる。
- ☑ ヤングケアラーは初対面の行政職員等と話をするのは難しい場合でも、日常的に接点を持っている人には悩みを打ち明けられる可能性があることから、家庭を訪問する可能性のある医師や看護師、ケアマネジャーや介護士等の医療・福祉の専門職等にこの点を配慮してもらいよう伝えることが大切である。

補足

- 研修におけるケーススタディの一例として、「児童については教育を受ける権利、遊ぶ権利といった子どもの権利が侵害されていたらそれは課題である」ということも、児童領域以外の専門職は気づきにくいいため、そうした説明を行った上で具体的な事例や連携可能な関係機関について理解を深めてもらうことが必要となる。
- 特にヤングケアラーは、学校生活の中で接する教職員が気づくことができるよう、学校関係者への研修を行うことも考えられる。ヒアリング対象自治体（P. 78-83）では教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーへの研修を行っている。
- さらにヒアリング対象自治体（P. 78-83）では自治体職員や学校関係者に加えて、ヤングケアラーの発見・把握、支援へのつなぎ役となることが期待される民生委員や児童委員、子どもの居場所を運営する民間支援団体等の地域で活動する人を対象にヤングケアラーについての理解促進に取り組んでいる。
- 研修等を通して、既存の地域福祉に携わる人には、自機関を訪れる人に「ケアラー」がいるかもしれないという視点を持ってもらうことが重要である。
- 東京都市町村職員研修所では、自治体経営研修において、政策形成、政策法務及び政策税務の各能力の向上を図るための研修が実施されている。そのうち立法法務研修では、2022年度のテーマに「ケアラーを支えるまちづくりを考える」を取り上げ、ケアラー支援について各自治体の先進事例等を参考に考察し、効果的な施策を検討して条例づくりに取り組んでいた。このような研修機会の活用により職員の意識啓発に取り組むことも有効である。

⑤相談体制の整備

Point!

- ☑ 実施方法は、「対面」、「電話」「LINE等のSNS」といった手法による相談できる窓口が考えられる。ケアラーに特化した窓口もあれば、既存の相談窓口の相談メニューに追加して対応することもあり得る。
- ☑ さまざまな困りごとの相談ができる場を地域内に設けることで、ケアラーの相談に応じることも可能である。
- ☑ ケアラーが、ケアによる負担や仕事・健康状態への影響が深刻化する前に、気軽に相談できるということを伝えることが非常に重要である。
- ☑ 仕事や学業とケアを両立させている人を念頭に、夕方以降や休日にも相談ができる相談体制であることが望ましい。可能であれば夜間も対応可能な窓口を用意する、あるいはメールやSNSを活用し相談者からのメッセージの送信は24時間いつでも可能なようにすることが考えられる。
- ☑ ケアラーはケアや学業・仕事の合間を縫って相談に訪れていることも少なくないため、アセスメントシート等の活用により、困りごとを明確にするなど1回の相談を充実させる工夫を進めることで、「話して気持ちが楽になった」「相談してよかった」と思えるような対応が期待される。
- ☑ ヤングケアラーに関する相談は、当事者ではなく周囲の大人が気づいて連絡するケースが大半であり、学校関係者や保護者、子ども食堂や学習支援施設といった子どもの居場所を運営する事業者等への相談窓口の周知が重要である。
- ☑ ケアラー自身が相談内容について「近所の人や知り合いに知られたくない」といった思いを持つことも考えられるため、プライバシーに配慮する必要がある。

補足

- 窓口設置の具体例として、ヒアリング対象自治体（P. 78-83）ではLINEを活用した相談窓口を開設し、元ヤングケアラーの支援者が相談対応を行っている。SNSを活用することで、例えば学齢期のヤングケアラーが登校前や帰宅後の時間に相談ができる、電話の声を家族に聞かれない場合にも相談がしやすいといった利点がある。
- 相談できる場の設置例として、ヒアリング対象自治体（P. 84-89、90-95）では小学校区単位等地域住民が通いやすい範囲にそうした場を複数設置している例がある。
- こうした窓口の設置や場の開設にあたっては、自治体が主体となって運営にあたる場合もあれば、社協やNPO法人等へ委託する場合もある。
- プライバシーへの配慮の例として、ヒアリング対象団体（P. 101-106）ではケアラーサポーターがケアラーの自宅を訪問する際には、地域性を配慮してケアラーの居住する地域以外のサポーターが訪問するよう配慮している。
- 学校においては、ケアラーを早期発見するため、スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、相談支援につなげやすい体制を作ることも必要である。そうすることで、教職員の負担を軽減するとともに総合的に支援する体制を構築することができる。

⑥当事者同士の集いの場

Point!

- ☑ 参加者は介護の悩みや自身の経験について共有や相談できる。過去に家族のケアをしていた、あるいは現在もケアを行っている人同士だからこそ打ち明けられる悩みや共感できる場は貴重であり、それによりケアラーの精神的な負担が軽減されることが期待される。
- ☑ 自治体が必要経費を負担する例もあるが、実施運営は社会福祉法人やNPO法人が主体となっている場合が多い。
- ☑ 年齢性別問わず参加可能な会もあるが、ヤングケアラー、若者ケアラー、男性介護者といった属性ごとに集いの場を設定している例もある。より近い境遇の方がお互いに相談しやすい、共感しやすい面があると考えられる。

補足

- ヒアリング対象団体（P. 107-109）では、男性介護者の場合は単に話をするために集まるよりも目的があった方が参加しやすいと考え、料理教室や認知症についての勉強会等を男性介護者の会の実施に合わせて行っている。
- その他のヒアリング対象団体（P. 110-113）では、独身で実父母を介護する人を対象とした「娘サロン」・「息子サロン」のように、ケアラーの属性ごとに集いの場を開催している。

コラム

当事者目線のヤングケアラー支援のポイント

～一般社団法人ヤングケアラー協会宮崎氏へのヒアリングから～

ヤングケアラーに関する相談窓口は徐々に増えてきているが、まだ十分に支援を必要とする人がつながれておらず、依然として相談のハードルが高いと考えられる。例えばヤングケア当事者の中には、「福祉の窓口で連絡すると行政から家族に連絡が来てしまうのではないか」といった不安から相談できない人もいる。LINE相談窓口のようなヤングケアラーも利用しやすい窓口で元ヤングケアラー等に話を受け止めてもらい背中を押してもらうことで初めて、学校や福祉窓口等リアルな場で相談ができるようになることも少なくない。

現在、緊急度の高いヤングケアラーは発見のポイントが明確なため、対応が進んできていると思うが、緊急度中～低の子どもに支援が届いていない状況にある。これらの子どもも家族の状況の変化により緊急度が高くなる可能性があり、こうした子どもをいかに相談や支援につなげることができるかが重要である。

そのために、行政には多くの「支援の糸」を垂らしてほしい。福祉の窓口や学校だけでなく、地域の中にもさまざまな糸があれば、ヤングケアラーが何かしらの支援の糸を引っ張ることができる。窓口を作る際には、「相談」というとかしこまった印象となりかえって利用しづらくなる可能性があるため、「話を聞いてもらえる」「情報をもらえる」といった面を強調する、アクセスしたいと思ってもらえるデザインや言葉遣いといったクリエイティブ面を含め、気軽につながれるような工夫を重ねることが求められる。

行政を含めヤングケアラーに接する人に知っておいてほしいのは信頼関係の大切さである。大人でも同じことがいえると思うが、ヤングケアラーは「信頼できる」と思える人でなければ自分のことを話そうとは思わない。そのため、いざというときに相談しようと思ってもらえるよう、日頃接する中で信頼関係を築いておくことが重要である。また支援者の人には、支援者の立場で考える「解決法」が本人の希望とは必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本人や家族の話を継続的に聞き本人の希望を大事にした関わりをしてもらいたい。

⑦既存の制度内での支援

Point!

- ☑ ケアラー支援に特化した取組を進めるのみならず、地域包括支援センターや、既存の福祉の相談窓口、有償ボランティア制度等を活用することもケアラー支援において重要な視点である。利用可能な既存の制度を活用することにより、ケアラーの負担軽減にもつながる。

補足

- ヒアリング対象団体（P. 101-106）では、介護保険サービスを利用できない人に対して生活支援サービスを補完することを目的に有償ボランティア制度の運用を開始しており、ケアラーの負担軽減につながることが期待されている。

⑧広報・普及啓発活動

Point!

- ☑ 「ケアラー」「ヤングケアラー」という概念について周知を行う。ヤングケアラーの場合、本人が自覚を持ちづらいことを踏まえ、学校関係者や保護者、子どもに関わる機会のある地域住民への周知が必要となる。
- ☑ ケアラーが利用することのできる相談窓口や集いの場といった支援施策についての周知が必要である。
- ☑ ケアを必要とする人が利用可能な支援制度等の周知についてもより一層充実させる。
- ☑ 特にヤングケアラーは、自ら相談するのは勇気を要することであり、「どんな些細なことでも相談してよい」「SNS等でつながっているだけでもよい」ということが伝わるよう、ウェブサイトやチラシなどの広報媒体の言葉づかいやデザインといったクリエイティブ面での工夫が重要となる。
- ☑ 潜在的には支援を必要としていながら、つながっていない人へのアプローチは課題であり、アウトリーチ活動の中で周知を図ることも有効と考えられる。

補足

- 市の広報紙/ウェブサイト/チラシ/動画/ケアを要する人の家庭に入る可能性のある医療・福祉の専門職からの案内/地域活動を行う人等による訪問等、多様な媒体を活用し普及啓発活動を行うことが期待される。
- ケアラー当事者や地域の多様な主体の目にとまる媒体を選択することが重要であり、ヤングケアラーであれば学校経由でチラシ等を配布してもらうことも効果があると考えられる。
- ケアラー調査結果においては、行政等によるケアラー支援施策を「知らなかった」の回答割合は年代別では50代以上が最も高かった。ケアを行う中で行政とのつながりを持つ人が多いと考えられるにも関わらず認知度が低いことから、こうした年代へのより一層の普及啓発活動が必要と考えられる。
- ケアラーへのアプローチ方法として、社協のコミュニティソーシャルワーカーが、手紙やチラシを配布する際に訪問することで接点を持てるように工夫している自治体があった。また、ヒアリング対象団体（P. 101-106）ではケアラー支援専門員が介護事業所連絡会議や地域の集会、高校等に出向き、ケアラー支援の必要性や各種事業の周知等を行っている。

⑨ 条例制定

Point!

- ☑ ケアラーの定義やケアラー支援の目的・理念、関係機関の役割、実施内容等について定める。
- ☑ それぞれの地域の状況を踏まえ条例が制定されることで多機関連携が進めやすくなる、ケアラー支援に関する予算の確保や事業立ての根拠になり得るため支援の継続性が担保されやすいといったメリットがある。

補足

- ヒアリング対象自治体(P. 78-83)では、基本理念として「ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行わなければならない」等を定めている。また、県民・事業者の役割として「ケアラー支援の必要性の理解」、「県・市町村の施策への協力」、「従業員の勤務の配慮・支援」の3つを定め、関係機関の役割として「県・市町村の施策への協力」、「日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握」を挙げている。

なお、上記①～⑨の具体的な取組については、計画を立案し実施した後、ケアラーの負担軽減につながっているか等の観点から効果検証を行い、取組内容の改善を行っていくことが重要である。例えば、「①実態把握」では支援を受けたケアラーのケアの負担や健康状態の変化、自治体等による施策の認知度の変化を確認する、「⑤相談体制の整備」ではどの程度具体的な支援につながり負担軽減が実現されたか、ヤングケアラーであれば学校への出席状況や本人の様子に変化がみられたか等の成果を踏まえ、より効果的な支援体制のあり方について検討するといったことが期待される。

第4章で示したとおり、長年ケアラー支援に取り組んでいる一部自治体の福祉部門や団体がある一方で、自治体として「ケアラー支援条例」が策定され始めたのは2021年であり、多くの自治体ではこれから具体的な取組が本格化する段階であると推察される。そうした自治体においては、施策開始から一定期間を経てどのような効果検証を行うのかを想定しながら、支援施策を実施していくことが望ましい。

5. 結びに

少子高齢化の急速な進展や世帯構成の変化を受け、ケアを必要とする当事者への支援の充実と合わせて、ケアラー支援の重要性はケアの社会化の観点からも今後一層高まっていくと考えられる。アンケート調査によれば、現在ケアラー支援を実施しているのは一部の自治体にとどまっているが、ヤングケアラーが国内で注目を集めたことを契機として、今後取組を検討する自治体は多くなるものと推察される。既に取組を行っている自治体では、相談体制の整備や当事者同士の集いの場の整備等が進められていることが確認された。一方でそうした自治体においても、若者ケアラーを含め年代を問わず必要な支援につながるができる仕組みづくりやケアラーの健康状態の把握といった詳細な実態調査を行っているところは限られており、今後のさらなる取組が必要と考える。また、社協等の自治体以外の関係機関が中心となって支援を行っている事例もあるものの、ケアラー支援においては多機関連携が重要であり、個人情報を適切に取扱い、多機関の調整を行うという点、さらにケアラー向け施策や周知啓発のための予算確保を含めた取組の継続性の担保という点から、自治体の果たすべき役割は大きい。

本調査研究が、自治体がケアラー支援に新たに取り組む際や更なる充実に向けた施策立案の一助になれば幸いである。

